

議案第16号

北本市健康増進センター設置及び管理条例等の一部改正について

北本市健康増進センター設置及び管理条例等の一部を次のように改正する。

平成22年2月23日 提出

北本市長 石 津 賢 治

北本市健康増進センター設置及び管理条例等の一部を改正する条例

(北本市健康増進センター設置及び管理条例の一部改正)

第1条 北本市健康増進センター設置及び管理条例(昭和53年条例第19号)の一部を次のように改正する。

第12条第1項第1号中「第4月曜日」の次に「(当日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日であるときは、その翌日)」を加え、同項第2号中「1月4日」を「1月3日」に改める。

(北本市体育センター設置及び管理条例の一部改正)

第2条 北本市体育センター設置及び管理条例(平成2年条例第26号)の一部を次のように改正する。

第11条第1項第1号中「第4月曜日」の次に「(当日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日であるときは、その翌日)」を加え、同項第2号中「1月4日」を「1月3日」に改める。

日」に改める。

(北本市野外活動センター設置及び管理条例の一部改正)

第3条 北本市野外活動センター設置及び管理条例（平成9年条例第35号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項第1号中「第4月曜日」の次に「（当日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日であるときは、その翌日）」を加える。

附 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。